

放課後児童クラブにおける保育の質の向上

- 放課後児童クラブの安定運営や放課後児童支援員等の処遇改善に対する支援、監査の質の向上や子どもを性犯罪から守る仕組みを活用し、保育の質の向上を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁

1. 提案・要望内容

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 放課後児童健全育成事業の運営費における基準単価の増額
- 運営費の年間開所日数の要件見直し、長時間開所加算（長期休暇等分）対象拡充

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査の質の向上

- 放課後児童健全育成事業の質の向上を図るための立入調査の基準の明確化

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

- 放課後児童クラブの職員を日本版DBSの義務化対象職種に追加

2. 提案・要望の理由

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 待機児童を解消し、質の高い保育を提供するため、放課後児童支援員等の人材確保につながる処遇改善が必要。そのための運営費の基準単価の増額が必要。
- 年間開所日数 250 日以上の要件により、土曜日を合同保育で実施している場合や、利用状況によって数日満たない場合に交付金が減額となること、処遇改善の対象とならないことについて、現場から切実な声を聞いており実態に即した見直しが必要。
- 開所日数に関わらず、長期休暇期間中に 1 日 8 時間を超えて開所している実情を踏まえ、長時間開所加算の見直しが必要。

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査（立入調査）の質の向上

- 事故防止マニュアルや安全計画の策定状況の確認等、各施設における安全確保の取組状況を継続的に確認し、改善するうえで立入調査が重要。
- 子どもの安全安心を確保し、保育の質を高めるため、市町村が実施する放課後児童健全育成事業の立入検査について、保育所等と同様の全国統一基準を定める必要。

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

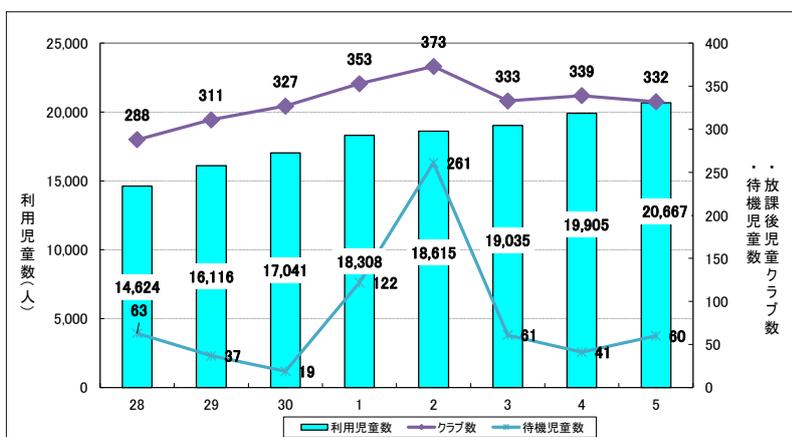
- 放課後児童クラブ児童を性犯罪から守るための仕組みが必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 放課後児童クラブの安定運営に向けた支援の充実と放課後児童支援員等の処遇改善の推進

- 放課後児童クラブの利用児童数は年々増加し、受け皿整備を進めているものの、依然として待機児童が発生。
- 県内では、新たな開設場所を確保したものの、支援員の確保ができず児童の受け入れができなかった例がある。支援員の安定確保のためには更なる処遇改善が必要。
- また、土曜日に閉所している事業所において、年間250日に満たないまでも240日以上の開所となることや、長期休暇期間中には1日8時間を超えて開所している実情を踏まえ、施設が安定的に運営できるよう支援の充実が必要。

■滋賀県の放課後児童クラブの現状



◇子ども・子育て支援交付金交付要綱

・基準額（放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置した場合

200～249日 4,522千円

250日以上 6,552千円（差額2,030千円）

・開所日数が要件となっている加算

長期休暇等に係る長時間開所加算

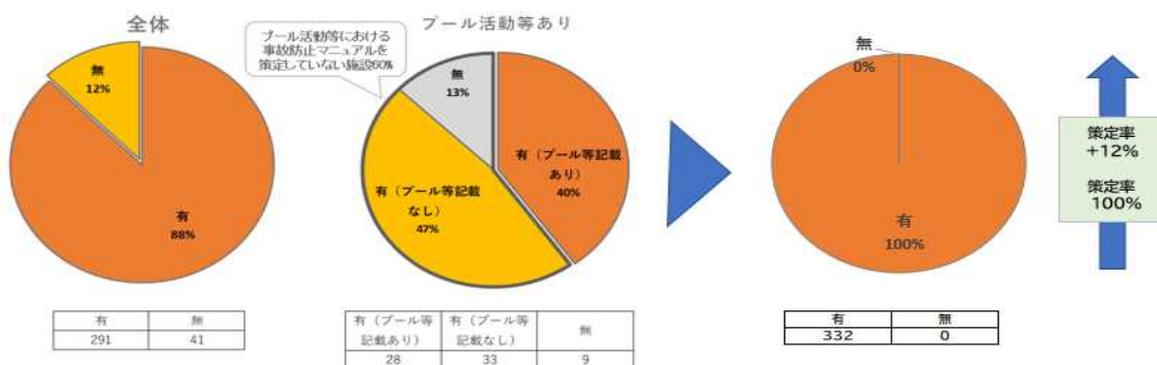
◇開所日数250日未満のクラブ数 25施設

(2) 放課後児童健全育成事業に対する監査の質の向上

○事故防止マニュアルの策定状況

プール活動等実態調査時(令和5年8月)

令和6年3月末時点



- 計画的に立入調査を行い、安全確保に向けた取組の指導を継続する必要。

(3) 放課後児童支援員等の資格管理の厳格化

- 本県において、令和4年度にわいせつ行為を理由として放課後児童支援員認定資格を取り消す事案が発生。

担当：子ども若者部子育て支援課子育て支援係
TEL 077-528-3552